

軽自動車税（環境性能割）について

税制改正により、令和元年10月1日から「自動車取得税」（道税）が廃止となり、3輪以上の軽自動車の取得時に支払う「軽自動車税（環境性能割）」が創設されました。

新車・中古車を問わず、取得価格が50万円以上のものに対して課税されます。

税率は燃費性能等に応じて決定されます。

軽自動車税（環境性能割）は町税ですが、当分の間は北海道が賦課徴収します。

税額 = 取得価格（円） × 税率（％）

【税率】

乗用車

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準No x 10%又は平成30年排出ガス基準適合）		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリッド車（平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成）	令和12年度燃費基準80%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準70%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.50%
	令和12年度燃費基準60%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%
上記以外の軽自動車		2%	2%

貨物車

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準No x 10%又は平成30年排出ガス基準適合）		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリッド車（平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成）	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.50%
	令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
上記以外の軽自動車		2%	2%